

法 学 号 外

平成 28 年 3 月 22 日

各 私 立 学 校 長 様

(小・中)

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

平成 29・30 年度在外教育施設シニア派遣教員の公募について

このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

なお、応募を希望される場合は、募集要項を確認のうえ、平成 28 年 6 月 23 日（木）18 時までに文部科学省初等中等教育局国際教育課教職員派遣係あて直接申し込み願います。

【担当】私学振興担当 中村

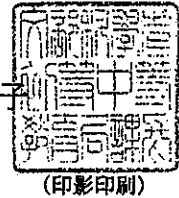
電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス: AH0007@pref. iwate. jp



各都道府県・指定都市教育委員会委員長  
附属の義務教育諸学校を置く各国立大学法人学長 殿  
各 都 道 府 県 知 事

文部科学省初等中等教育局国際教育課長  
小林 万里



平成29・30年度在外教育施設シニア派遣教員の  
公募について（依頼）

文部科学省においては、我が国の主権の及ばない外国で生活する日本人の子供に対し、国内における教育の機会均等及び義務教育無償の精神に沿って日本国民にふさわしい教育を行うことを目的として、退職教員を「シニア派遣教員」として在外教育施設に派遣しています。

在外教育施設派遣教員については、学校現場の繁忙化により、都道府県教育委員会等からの推薦数が近年減少を続けております。こうした状況を鑑み、シニア派遣教員について、平成22年度募集からは、その対象者を教諭まで拡大、平成24年度募集からは教諭に限り、在外教育施設派遣教員の経験の有無を問わないこととしました。

一方、在外教育施設において活躍されるシニア派遣教員が増えることに伴い、体調不良等により派遣期間を満了せずに帰国する者が増加している状況を踏まえ、平成27年度募集から、応募時の年齢を63歳以下に引き下げております。

ついては、本公募につき、平成28年度末で退職予定の教員等に可能な限り御周知願います。また、応募者から依頼があった際には、推薦書の作成について御協力いただけるように、域内の市町村教育委員会、所管又は所轄の学校その他の教育機関等に対して御周知願います。

なお、募集に係る「平成29・30年度在外教育施設シニア派遣教員募集要項」は、下記のとおり文部科学省ホームページに掲載予定ですが、参考までに別添のとおり送付します。

記

1. 文部科学省ホームページ掲載場所について

「ホームページトップページ」(<http://www.mext.go.jp/>) ⇒ 「教育」 ⇒ 「国際教育」 ⇒ 「海外子女教育、帰国・外国人児童生徒教育等 (CLARINET)」 ⇒ 「平成29・30年度在外教育施設シニア派遣教員募集要項」を掲載します。

2. 掲載予定期間

平成28年4月12日（火）～平成29年3月31日（金）



担当：国際教育課教職員派遣係  
TEL：03-6734-2440（直通）

1942  
1943

1944  
1945

1946  
1947

1948  
1949

1950  
1951

1952  
1953

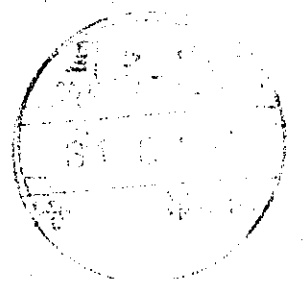
1954  
1955

1956  
1957

1958  
1959

1960  
1961

1962  
1963



## 平成29・30年度在外教育施設シニア派遣教員募集要項

文部科学省では、在外教育施設の更なる充実を図るため、下記のとおり、在外教育施設シニア派遣教員(以下「シニア教員」とする)を広く募集します。

### 1. 募集人員

各派遣先 若干名

### 2. 派遣先

教員派遣対象在外教育施設

### 3. 派遣期間

#### 原則として2年間

※本人が延長を希望する場合には、評価等に応じて2年を限度として1年毎の延長が可能となります(赴任国の事情によっては、ビザや所得税等の課税状況等を鑑み、予め赴任期間の上限が定められている場合があります)。

### 4. 資格

次の各条件を全て満たしている者とします。

- (1) 義務教育諸学校の教員等の職を退職した者又は派遣される年度の前年度末(3月31日)までに退職予定の者であること。
- (2) 管理職(校長、教頭)として派遣される者にあつては、現職在職中に在外教育施設派遣教員としての勤務経験を有すること。
- (3) 国内の学校において小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の校長、副校長、教頭、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理を司る主幹教諭を除く。)、指導教諭又は教諭として、原則教職経験年数21年以上であること。なお、教職経験年数は「在外教育施設への派遣教員に対する在勤基本手当及び住居手当の級の適用に係る基準」(昭和61年1月21日教育助成局長裁定)に定める教職経験年数によるものとする。
- (4) 応募時の年齢が63歳以下であり、かつ応募時に、教員の職を退職後、原則10年以内であること。なお、応募時の年齢とは、平成29年3月31日現在の満年齢とする。
- (5) 本人および同伴する家族がいずれも心身ともに健康であり、長期間の海外生活に耐えうること。
- (6) 派遣教員の職種は校長、教頭、教諭とし、応募することのできる職種は、退職時の職名及び在外教育施設への派遣経験の有無に応じて下表のとおりとする。

◇在外教育施設への派遣経験のある者

		応募することのできる職種		
		校長	教頭	教諭
退職時の職名	校長	○	○	○
	教頭	×	○	○
	教諭等(※)	×	×	○

※主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理を司る主幹教諭を除く。)、指導教諭を含む。

◇在外教育施設への派遣経験のない者

		応募することのできる職種		
		校長	教頭	教諭
退職時の職名	校長	×	×	○
	教頭	×	×	○
	教諭等(※)	×	×	○

※主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理を司る主幹教諭を除く。)、指導教諭を含む。

5. シニア派遣教員の欠格事項

次の各事項の一に該当する者は、シニア派遣教員の選考を受けることはできない。

- (1) 成年被後見人および被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 義務教育諸学校の教員免許状を有しない者

6. 職務内容

学校の適正な管理運営を具体的に行うために設置された学校運営委員会の管理の下、派遣される在外教育施設及び職種に応じて概ね次の業務に当たる。

(1) 日本人学校

(ア) 校長

在外教育施設の小学部及び中学部の校務をつかさどり、所属職員を監督し、及び必要に応じ児童生徒の教育をつかさどる。

なお、併設された幼稚部又は派遣教員のいない補習授業校の管理職業務は、職務に含まない。

(イ) 教頭

① 校長を助け、在外教育施設の小学部及び中学部の校務を整理し、及び必要に応じ児童生徒の教育をつかさどる。

なお、併設された幼稚部又は派遣教員のいない補習授業校の管理職業務は、職務に含まない。

② 校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。この場合において教頭が2名以上ある時は、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。

(ウ) 教諭

児童生徒の教育をつかさどる。

なお、在外教育施設は、通常、小学部及び中学部の併設であるので、必要に応じ小学部及び中学部を担当することとする。

(2) 補習授業校

派遣教員は校長・教頭・教諭いずれも、補習授業校の基幹的要員として派遣するものであり、概ね次に示す職務に当たる。

- ・教育課程の編成及び進行管理に関すること
- ・学校行事の実施計画の策定及び実施に関すること
- ・児童生徒の転出入に伴う学籍の管理に関すること
- ・進路指導及び教育相談に関すること

- ・現地採用教員に対する指導・助言及び研修の実施に関すること
- ・教材教具の整備計画の策定等に関すること
- ・教材教具の開発に関すること

## 7. 処 遇

- (1) シニア教員は、文部科学大臣の委嘱を受けて学校運営委員会の下に所属する職員です。
- (2) 在外教育施設教員派遣規則(昭和56年文部省訓令第27号)に定める派遣教員に準じて、文部科学省の定めるところにより、在勤手当、赴任・帰国旅費(本人及び配偶者)を支給しますが、雇用契約に基づくものではありませんので、健康保険等は本人が手当てすることとなります。ただし、派遣期間中は、派遣教員等の相互扶助を基礎に、福利厚生観点から、本人及びその帯同する家族の全員加入を原則としている在外教育施設派遣教員等医療補償制度があります。詳細については、海外子女教育振興財団のHPにて確認願います(URL:<http://www.joes.or.jp/iryu/index.html>)。
- (3) 在勤手当については、外務公務員の支給水準(外務省法令基準)を参考に、各派遣教員の派遣先・派遣職種・教職経験年数などに基つき決定されます(外務公務員の支給水準については、年度途中の法令改正により、変動することがあります)。
- (4) 国内給与は支給されません。
- (5) 退職後の年金等の取り扱いに関しては、各地域の年金事務所等にお問い合わせください。

## 8. 応募方法

次の(1)～(5)の書類の様式を、文部科学省ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、下記宛先まで郵便にて提出願います。

- (1) 在外教育施設シニア派遣教員志願書(別紙様式1)
- (2) 在外教育施設シニア派遣教員選考調査票(別紙様式2)
- (3) 推薦書(義務教育諸学校教職員を退職した者にあつては、退職時に所属していた所属機関(教育委員会または学校等)の長、現在義務教育諸学校教職員である者にあつては現在の所属機関(教育委員会または学校等)の長からの推薦書)(別紙様式3)
- (4) 健康診断書(別紙様式4)
- (5) 在外教育施設シニア派遣教員選考 小論文課題(別紙様式6)※作成に当たっては、別紙様式5を参照のこと。

※(3)及び(4)は厳封にて提出すること(開封して提出された場合は無効とする)。

## 9. 公募締切日

平成28年6月23日(木)18:00必着(当日必着まで有効)

## 10. 選 考

第一次選考 書類選考・選考調査票による書類選考、小論文  
・選考結果は郵便で連絡します。

第二次選考 面 接・8月下旬実施予定。詳細は、第一次選考後連絡します。  
・面接の結果は、後日郵送により連絡します。

## 11. 合格者の決定(以下の(1)又は(2)いずれか。)

### (1) 即派遣合格者

平成29年度に在外教育施設に派遣されるものとする(内定通知は平成28年12月頃を予定)。

### (2) 登録合格者

シニア派遣教員登録者名簿に登録し、名簿有効期間内に派遣されるものとする。

登録者名簿の有効期間は、作成後2年間とする(内定通知は平成29年2月頃を予定)。

(3) 不合格者

平成29年2月頃に通知する予定。

※ シニア派遣教員として内定又は登録された後に、派遣先や派遣職種等を理由に辞退はできません。

12. 派遣前研修

第二次選考を通過した即派遣合格者に対し、研修会を実施します(平成29年1月を予定)。

13. 留意事項等

以下の点について、十分に理解や必要に応じて調整を行っておくこと。

- ① 派遣先については、文部科学省において諸条件を総合的に勘案して決定するため、必ずしも本人の希望どおりにはならないこと。また、内定又は登録後の辞退は認められないこと。
- ② 任期途中であっても、勤務状況等によっては任期を短縮する場合がある。
- ③ 同伴家族として認められるのは配偶者のみであること。また、派遣教員が意欲的に職務に専念するためには、派遣教員に対する配偶者の理解と支援が必要不可欠であることから、予め十分に配偶者の理解を得ること。
- ④ 選考調査票に記載した配偶者同伴の有無については、選考調査票提出後に原則変更ができないことに留意し、家族の健康状況等について配偶者及び関係者と予め十分に確認しておくこと。
- ⑤ 配偶者を同伴する際、公用旅券の意義を踏まえ、配偶者には就労が認められていないこと。また、配偶者が一時帰国する際の規則等については、派遣教員に準ずることについて理解を得ること。
- ⑥ 学校の規模や気候の状況などは地域によって多様であり、日本と大きく環境が異なる地域における職務であること。また、勤務地において、現職教員と同様に校務の分掌や役割を担うことを十分理解しておくこと。
- ⑦ 在外教育施設は小規模校が多く、必要に応じて複式授業や免許外教科を担当する場合があること。また、管理職(校長、副校長及び教頭をいう。以下同じ)であっても必要に応じて授業を受け持たなければならないこと。
- ⑧ 派遣期間中は、派遣教員等の相互扶助を基礎に、福利厚生観点から、従来より本人及びその帯同する家族の全員加入を原則としている在外教育施設派遣教員等医療補償制度があること。詳細については、海外子女教育振興財団のHPにて確認すること。  
(URL:<http://www.joes.or.jp/iryo/index.html>)
- ⑨ 在外教育施設派遣教員の在勤手当については、外務公務員の支給水準(外務省法令基準)を参考に、各派遣教員の派遣先・派遣職種・教職経験年数などに基き決定されること(外務公務員の支給水準については、年度途中の法令改正により、変動することがある)。
- ⑩ 本制度について理解し、留意事項を確認した上で、選考調査票に必要事項を正確に記入すること(虚偽記載や記入漏れがあった場合、遡って派遣教員の委嘱を解くことがある)。
- ⑪ 在外教育施設に新たに派遣する管理職についてはこれまで赴任準備や引き継ぎのための国内研修として、派遣する年の1月1日付で文部科学大臣による委嘱を行っていたところ。平成27年度からは、管理職、教諭ともに4月に委嘱を行った後、在外教育施設に派遣することとした。このため、管理職においては、準備や引き継ぎを行う期間や方法が従前とは異なること。
- ⑫ 在外教育施設派遣教員の在勤手当に対して、赴任先によっては、所得税等を課税する国があるが、文部科学省では、在勤手当が課税対象となった場合、税金という性質上課税額の補填は行っていないこと。  
米国においては、赴任3年目から連邦税(所得税)や社会保障税等が課税されることとなっている。



その他の国についても、仮に派遣教員の在勤手当が課税対象となった場合は、学校運営委員会もしくは派遣教員個人が税金を負担することを条件として、派遣期間の延長を認めているところ。ただし、派遣先の状況によっては、本人の希望や評価に関わらず、任期を延長できない場合もあるため、留意すること。

14. 本募集要項案は、平成28年度予算成立後に正式なものとなります。

—応募書類提出先・問い合わせ先—

文部科学省初等中等教育局国際教育課 教職員派遣係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL:03-5253-4111 内線(2440・2080)

FAX:03-6734-3738

( 関係URL )

文部科学省HP <http://www.mext.go.jp/>

海外子女教育HP [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/main7\\_a2.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/main7_a2.htm)

別紙様式 1

在外教育施設シニア派遣教員志願書

平成 年 月 日

文部科学省初等中等教育局長 殿

住 所

氏 名

印

私は、在外教育施設シニア派遣教員に志願したいので、平成29・30年度在外教育施設シニア派遣教員募集要項の各項目について理解した上で、虚偽なく記載し、関係書類を添えて出願します。

また、平成29・30年度在外教育施設シニア派遣教員募集要項の「4. 資格」の各条件を満たしていること、「5. シニア派遣教員の欠格事項」に該当しないことを申し添えます。

派遣先		個人番号							
<b>平成29・30年度 在外教育施設シニア派遣教員選考調査票</b>				派遣時期 ア. どちらでもよい イ. 平成29年度即派遣のみ ウ. 平成30年度登録派遣のみ					
証明写真 (4cm.×4cm)  正面上半身 -6ヶ月以内に撮影のもの -写真の裏面に所属都道府県名 氏名を記入のこと(糊密着)	1 フリガナ氏名	2 前・現所属機関		教育委員会 大学 学校法人					
	3 生年月日	昭和 年 月 日 (満 歳)	4 性別	男・女 国籍					
	5 フリガナ現住所	都道府県 〒 (電話) (携帯電話) 現住所からの最寄駅( ) (E-mail)							
6 フリガナ現所属機関(学校)名	(電話)		現職名						
7 フリガナ退職時所属機関(学校)名	(電話)	退職時職名	退職(日・予定日)	年 月 日					
8 最終学歴	昭和 平成 年 月	大学 大学院	学部 学科(専攻) 卒	学歴区分 院卒 短大卒 その他					
9 教職歴	通算経験年数 年	小学校経験 年	中学校経験 年	その他( ) 年					
10 在外教育施設派遣教員経験(有・無)	期間		派遣先	職務(校務分掌)					
	年(昭・平) 年 月～昭・平 年 月								
	年(昭・平) 年 月～昭・平 年 月								
11 所有免許状等	ア 免許状種類	イ 免許教科	ウ 領域						
	(小)専・1・2 (中)専・1・2 (高)専・1 養教・幼 (特支)専・1・2	(中) 国・社・数・理・音・美・保体・技・家・職・外( )・( ) (高) 国・地歴・公・数・理・音・美・工芸・書・保体・保・家・工・外( )・( ) 視・聴・知・肢・病	工 司書教諭資格 有・無						
	12 過去の授業担当教科	小学校(小学部) 中学校(中学部)	全教科・国・社・算・理・生・音・図工・体・家 国・社・数・理・音・美・保体・技・家・外( )	13 複式授業 担当経験 有・無(小 年) (中 年)					
	14 教えたことのある教科	小学校(小学部) 中学校(中学部)	全教科・国・社・算・理・生・音・図工・体・家 国・社・数・理・音・美・保体・技・家・外( )	15 最も直近に授業を行った年度及び教科 平成 年 担当教科 ( )					
16 指導経験はないが教える自信のある教科	小学校(小学部) 中学校(中学部)	全教科・国・社・算・理・生・音・図工・体・家 国・社・数・理・音・美・保体・技・家・外( )	17 取得見込免許教科( ) 取得予定 平成 年 月						
18 外国語及びクラブ(部)活動指導等	区 分	ア. 外国語能力		イ. クラブ(部)活動等の指導力			ウ. その他		21 自動車運転免許 本人 有・無 配偶者 有・無
		英語 ( )語 武 道 球 技 水 泳 音 楽 読解 会話 読解 会話 (柔・剣) ( ) 合唱 和太鼓 ピアノ	進路指導	パソコンでの学習指導	インターネット等の活用				
	A 自信がある								
	B なんとかできる								
C 自信がない									
19 特 技 (資 格)	20 趣 味		22 健康状態		24 既往症 有 病名 昭和 平成 年 月		23 常備薬 有 ( )・無		
25 家族状況	フリガナ氏名	生年月日(年齢)	職 業 (勤務先等)	同居・別居の別	同伴の有・無	国籍	健康状態・既往症・ケアを要する事柄(介護・特別支援等)		
配偶者		昭 平 (満 歳)	( )	同・別	有・無				
26 配偶者の所有教員免許状	27 配偶者の教職経験		有 小 中 年 年 無 -	28 配偶者の派遣教員経験		有・無			

29	9のうち管理職等経験	校長経験 年 小 年 中 年	副校長・教頭経験 年 小 年 中 年	管理・指導主事等経験 年 ( )主任・主事	教務主任等経験 年 ( )主任・主事			
30	勤務歴	発令年月	勤務校	職名	発令年月	勤務校	職名	
	休職賞罰歴	休職期間( 年 月 ~ 年 月 ) 休職理由						
	賞罰( ) 発令日( 年 月 )							
31	過去5年の校務分掌等	年度	学級担任や校務分掌状況	全児童生徒・学級数	32	派遣先希望	ア. どこでも希望する イ. 下記の国又は地域は希望しない ① ②  <希望しない理由>	
		24		人 学級				
		25		人 学級				
		26		人 学級				
		27		人 学級				
		28		人 学級				
33	現職中の研究実績や教育活動							
34	過去の受験回数	現職	文部科学省受験	なし・1回・2回・3回以上	シニア	文部科学省受験		
		都道府県受験	なし・1回・2回・3回以上	なし・1回・2回・3回以上				
35	受験理由							
36	在外教育施設派遣教員としての勤務経験 ( 有 ・ 無 ) 私は、退職時の職名(現職教員は現在の職名)が( )であり、派遣においては (すべて・校長のみ・教頭のみ・教諭のみ・校長又は教頭・校長又は教諭・教頭又は教諭) の職種について希望します。 ※希望する項目に○を付してください。派遣教員経験がない方は「教諭のみ」を選択することになります。							
37	上記内容に虚偽、欠落はありません。 平成 年 月 日  氏 名 印							

摘	
要	

## 選考調査票記入上の注意

### 選考調査票記入上の注意

- 1 選考調査票は、選考に際しての基本資料となるので、楷書体で丁寧に記入すること。
- 2 「派遣時期」欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 3 欄2「前・現所属機関」欄には、退職時または現在の所属都道府県教育委員会、大学名または学校法人名を記入すること。
- 4 欄3、25の年齢は、平成29年3月31日現在の満年齢を記入すること。
- 5 欄6「現所属機関(学校)名」欄は現在の学校名等を、⑦「退職時所属機関(学校)名」欄は退職時の学校名等を記入すること。「現職名」「退職時職名」欄には、校長、教頭、教諭等の職名を記入すること。
- 6 欄1、5、6、7、25の氏名、現住所及び前・現所属機関名には、必ずフリガナを付すこと。
- 7 欄5、6、7の電話番号は、市外局番から記入すること。
- 8 欄7は、現職の者については、退職予定日も記入すること。
- 9 欄8の学歴区分は、該当するものを○で囲むこと。
- 10 欄9の年数は、臨時的任用・非常勤講師等の正式採用以外の年数は除くこととし、平成29年3月31日現在で記入すること。
- 11 欄10の在外教育施設派遣教員経験欄は、有無いずれかを○で囲み、有の場合には、必要事項を記入すること。(派遣教員としての経験のみ記入し、現地採用を含まないこと。)
- 12 欄11「所有免許状等」欄の「免許状種類」については、小学校教諭1種免許状、中学校教諭2種免許状…は「(小)・1」「(中)・2」…、「免許教科」については、「国語」「数学」…は「国」「数」…の記号でそれぞれ略記している。高等学校教諭免許状「社会」を所有している場合は、地歴、公の両方を○で囲むこと。「免許教科」欄に該当がない場合は、( )内に当該所有免許教科名を記入すること。
- 13 欄11のエ「司書教諭資格」を有する者とは、学校図書館法第5条第1項に該当する者をいう。
- 14 欄12「過去の授業担当教科」欄は、現職の場合は、平成29年3月31日から起算した過去5年間、退職者の場合は、退職までに実際に担当したことのある教科を○で囲むこと。
- 15 欄14「教えたことのある教科」欄は、過去に教えたことのある教科について○で囲むこと。
- 16 欄15「最も直近に授業を行った年度及び教科」欄は、最後に教壇に立って授業を行った年と、その教科を記入すること。
- 17 欄16「指導経験はないが教える自信のある教科」欄は、免許状の有無に関わらず教える自信のある教科について○で囲むこと。
- 18 欄17「取得見込免許教科」欄は、平成28年度までに取得見込の免許教科がある場合には、教科名等及び取得予定時期を記入すること。
- 19 欄18「外国語、クラブ(部)活動指導等」の欄は、いずれかを○で囲むこと。
- 20 欄19「特技(資格)」欄は、資格段位等がある場合、その資格段位を記入すること。また、語学に関する資格(英検、TOFEL等)等については必ず明記すること。
- 21 欄23「常服薬」欄は、有・無いずれかを○で囲み、有の場合は具体的な名称を記入すること。
- 22 欄25「家族状況」欄は配偶者についてのみ記入すること。
- 23 欄28は、配偶者の在外教育施設派遣教員経験について有無いずれかを○で囲むこと。

- 24 欄30「勤務歴」欄は、常勤の教員として任用された勤務校等を古いものから順に記入すること。(例：○市立△△小学校教諭、○○市教育委員会義務教育課指導主事)。過去に休職(産前産後休暇、育児休業を除く)したことがある場合は、その期間と理由を記載すること。また、賞罰(表彰や戒告など)がある者は内容及び発令日を記入すること。
- 25 欄31「過去5年の校務分掌等」には、過去5年間に実際に担当したものをそれぞれ記入すること。
- 26 欄32「派遣先希望」には、ア、イのどちらか一方を○で囲み、イに○をした場合には、別紙「平成28年度派遣教員のいる在外教育施設一覧」に掲げる学校の所在する国または地域を記入し、「希望しない理由」も書くこと。なお、派遣教員として決定後は、派遣先を理由に辞退等はできない。
- 27 欄33には、現職中に行った研究発表や、特筆すべき教育活動等の実績、校長会や教育研究会等の活動について記入すること。
- 28 欄34「過去の受験回数」は、今回の受験を除き、現職時、シニア時の受験回数について、それぞれ該当するものを○で囲むこと。
- 29 欄36には、在外教育施設派遣教員としての勤務経験の有無いずれかを○で囲んだ上で、退職時等の職名(校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭等)、派遣希望職種を記入、選択すること。派遣教員経験がない者は、「教諭のみ」を選択すること。なお、派遣教員として決定後は、派遣職種を理由に辞退等はできない。
- 30 虚偽記載や記入漏れがあった場合、遑って委嘱を解くことがあるので、正確に記入すること。
- 31 「摘要」欄には、一切記入しないこと。

# 在外教育施設シニア派遣教員推薦書

部 外 秘

フリガナ 候補者氏名					
①  推薦理由			ア		
			イ		
			ウ		
業 績 評 価	② 教職に 対する 態度	児童・生徒に 対する指導力	評価	特記事項	
		教育に対する熱意			
		校務の処理			
	③ サービスに 対する態度	責 任 感		特記事項	
		協 調 性			
		積 極 性			
		研 究 心			
		規 律 性			
		適 応 性			
	④  その他 (※記入上の注意参照)				
	<p>上記のとおり、在外教育施設シニア派遣教員適格者として推薦します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>所属機関名 所属機関の長の氏名 連絡先(電話番号)</p>				
					所属長 公印

## 推 薦 書 記 入 上 の 注 意

1 本推薦書は、下表「候補者の現況」に応じて、下表に示された「推薦者」が作成すること。

### 【推薦者】

候補者の現況	推薦者
既に退職した者の場合	<p>[退職時に教育委員会所属だった場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所属元の教育委員会に在籍する課長以上の方</li> </ul> <p>[退職時に学校長だった場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所属元の教育委員会等に在籍する課長以上の方</li> </ul> <p>[退職時に学校に籍をおく学校長以外だった場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所属元の学校に在籍する学校長</li> </ul> <p>[再任用で勤務している場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の再任用先の所属の長。ただし、教育委員会、学校長については、上記に準じ教育委員会に在籍する課長以上の方</li> </ul> <p><u>※退職時のものと合わせて2通提出すること</u></p>
退職予定の者の場合	<p>[教育委員会所属の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所属先の教育委員会の課長以上の方</li> </ul> <p>[学校長の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所属先の教育委員会等の課長以上の方</li> </ul> <p>[学校に籍をおく学校長以外の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所属先の学校長</li> </ul>

2 本推薦書は、選考に際しての基本資料とするので、取り扱いには十分注意すること。

(厳封で提出すること。開封無効。)

3 ①「推薦理由」欄の右欄は、次の事項のいずれかを必ず○で囲むこと。

ア 在外教育施設の教員に十分貢献できる教員として、自信をもって推薦する。

イ 在外教育施設の教員として、普通程度である。

ウ 在外教育施設の教員として、やや心配な面がある。

4 業績評価欄の②「教職に対する態度」欄及び③「服務に対する態度」欄の「評価」には、児童・生徒に対する指導力等の各事項等についての評価(絶対評価)を、下記の表による10段階の点数で記入すること。「特記事項」には、特記すべき事項その他特に参考となる事項を記入すること。

評価	点数
特に優秀	10～9
優秀	8～7
普通	6
やや劣る	5～4
劣る	3～1

5 ④「その他」欄は、性格上の長所・短所、日常の生活態度、健康状況等について記入すること。また、在外教育施設での勤務を考慮し、日頃のメンタルヘルスの様子についても記入すること。

6 推薦者の所属・連絡先等欄は、電話番号を必ず記載すること。選考段階で、文部科学省担当者から、当該教員に関することについて、直接問い合わせることがあります。

7 本推薦書以外に、海外子女教育関係団体等派遣志願者の資質を知る第三者からの推薦書(様式任意)を添付することができます。



別紙様式4

在外教育施設シニア派遣教員志望者健康診断書

所 属				職 名			
氏 名				性 別		男 ・ 女	
年 齡 ( 生 年 月 日 )				歳 ( 昭 和 年 月 日 )			
健 康 診 断 年 月 日				平 成 年 月 日			
既 往 症							
身 長 ( cm )							
体 重 ( kg )							
視 力		右		( )			
		左		( )			
聴 力		右					
		左					
結 核 の 検 査	胸 部 X 線 検 査		撮 影 年 月 日		平 成 年 月 日		
			フ ィ ル ム 番 号				
			所 見				
検 査	喀 痰 検 査		年 月 日		塗 培		
	聴 診、打 診 其 他 の 検 査		年 月 日				

血		圧	/
尿		蛋 白	
		糖	
胃 の 検 査	胃部X線検査・ 胃部内視鏡検 査いずれも可	撮影年月日	平成 年 月 日
		フィルム番号	
		所 見	
貧 血 検 査		血色素量 (g/dℓ)	
		赤血球数 (万/mm <sup>3</sup> )	
肝 機 能 検 査		GOT (IU/ℓ)	
		GPT (IU/ℓ)	
		γ-GTP (IU/ℓ)	
血 中 脂 質 検 査		総コレステロール (mg/dℓ)	
		トリグリセライド (mg/dℓ)	
心 電 図 検 査		a 異常なし b その他 ( )	
その他の疾病及び異常			
総合所見 ( A B C D E F )			
特記事項:			
医療機関名		担当医師名	
		⑩	

## 健康診断書記入上の注意

1. 「年齢」の欄は、平成29年3月31日現在の満年齢を記入する。
2. 「健康診断年月日」の欄は、健康診断の全部を終了した年月日を記入する。
3. 「既往症」の欄は、健康診断時で、肺臓・消化器系・肝臓・腎臓の疾患、頸椎・腰椎・脊椎の打撲について記入し、治癒年月を（ ）書きする。
4. 「視力」から「その他の疾病及び異常」の欄の健康診断の方法及び技術的基準については、学校保健法施行規則第11条第1項の規定によるものとする。
5. 「身長」及び「体重」の測定単位は、小数点以下第2位で四捨五入し、小数第1位までを記入する。
6. 「視力」の欄は、裸眼視力を（ ）の左側に記入し、矯正視力を検査したときは、これを（ ）内に記入する。
7. 「聴力」の欄は、聴力低下が認められる場合には、○印を記入し、併せて該当する周波数及び聴力レベルを記入する。
8. 「結核の検査」の欄について、胸部X線検査によって疾病の発見、結核発病のおそれがないと診断された者については、医師が必要でないと思えるときは喀痰検査を省略することができる。
9. 「血圧」の欄は、最大血圧を斜線の左に、最小血圧を斜線の右にそれぞれ記入する。
10. 「尿」の欄は、尿中に蛋白又は糖を検出した場合は、それぞれの欄に＋等の記号を記入する。
11. 「胃の検査」は、胃部X線検査、胃管内視鏡検査いずれも可。
12. 「その他の疾病及び異常」の欄は、疾病又は異常（特に消化器系の異常、目の伝染病の有無）の病名等を記入する。
13. 「総合所見」の欄は、次の所見区分により判定し、○印を付ける。各検査項目の検査の結果、海外での勤務を前提としたときに、特に注意を要する事項について記入する。

### 【所見区分】

- A：今回検査した範囲内では何等異常所見を認めません。
  - B：軽微な所見が認められるが病的意味はないと考えられます。
  - C：軽微な所見が認められるが現在のところ病的なものと断定できません。しかし、病的なものに移行する場合がありますので経過観察の必要を認めます。
  - D：病的所見である可能性が強いが今回の検査だけで断定できませんので精密検査を要します。
  - E：軽度ではあるがはっきり病的と言える所見があります。医師の診察の必要を認めます。
  - F：かなりはっきりした病的所見があります。直ちに医師の診察と治療を要します。
14. その他
    - ① この健康診断書の各検査項目の記入内容については、平成28年5月1日現在で検査後3か月以内の検査結果によることができる。
    - ② 本診断書は厳封（本人開封無効）の上、本人にお渡しください。

平成28年度派遣教員の在籍する在外教育施設一覧

地域	国名	日本人学校名	通番
アジア 41校	インド 2校	1 ニューデリー	1
		2 ムンバイ	2
	インドネシア 3校	3 ジャカルタ	3
		4 バンドン	4
		5 スラバヤ	5
	シンガポール 1校 (3校)	シンガポール	/
		6 クレメンティ	6
		チャンギ	7
		中学部	8
	スリランカ	7 コロンボ	9
	タイ 2校	8 バンコク	10
9 シラチャ		11	
韓国 2校	10 ソウル	12	
	11 釜山	13	
中国 (13校)	12 北京	14	
	13 天津	15	
	14 広州	16	
	15 深セン	17	
	上海	/	
	16 虹橋	18	
	浦東	19	
	17 蘇州	20	
	18 杭州	21	
	19 大連	22	
	20 青島	23	
	香港	/	
	21 香港校小学部	24	
香港校中学部	25		
大埔校	26		
パキスタン 2校	22 イスラマバード	27	
	23 カラチ	28	
ハンガリー	24 ダッカ	29	
フィリピン	25 マニラ	30	
ベトナム 2校	26 ハノイ	31	
	27 ホーチミン	32	
マレーシア 4校	28 クアラルンプール	33	
	29 ジョホール	34	
	30 コタキナバル	35	
	31 ペナン	36	
ミャンマー	32 ヤンゴン	37	
台湾 3校	33 台北	38	
	34 台中	39	
	35 高雄	40	
カンボジア	36 プノンペン	41	
大洋州 3校	37 シドニー	42	
	38 パース	43	
	39 メルボルン	44	
北米 4校	40 シカゴ	45	
	41 ニューヨーク	46	
	42 ニュージャージー	47	
	43 グアム	48	

地域	国名	日本人学校名	通番
中南米 14校	アルゼンチン	44 フェノスアイレス	49
	ベネズエラ	45 カラカス	50
	グアテマラ	46 グアテマラ	51
	コスタリカ	47 サン・ホセ	52
	コロンビア	48 ボゴタ	53
	チリ	49 サンチャゴ	54
	パナマ	50 パナマ	55
	パラグアイ	51 アスンシオン	56
	ブラジル 3校	52 サンパウロ	57
		53 マナウス	58
		54 リオデジャネイロ	59
	ペルー	55 リマ	60
	メキシコ 2校	56 メキシコ	61
		57 アグアスカリエンテス	62
イタリヤ 2校	58 ローマ	63	
	59 ミラノ	64	
英国	60 ロンドン	65	
オーストリア	61 ウィーン	66	
オランダ 2校	62 アムステルダム	67	
	63 ロッテルダム	68	
スイス	64 チューリッヒ	69	
スペイン 2校	65 マドリッド	70	
	66 バルセロナ	71	
チェコ	67 プラハ	72	
ドイツ 5校	68 ベルリン	73	
	69 チュッセルドルフ	74	
	70 ハンブルグ	75	
	71 フランクフルト	76	
	72 ミュンヘン	77	
ハンガリー	73 ブダペスト	78	
フランス	74 パリ	79	
ベルギー	75 ブラッセル	80	
ポーランド	76 ワルシャワ	81	
ルーマニア	77 ブカレスト	82	
ロシア	78 モスクワ	83	
UAE 2校	79 アブダビ	84	
	80 ドバイ	85	
イラン	81 テヘラン	86	
カタール	82 ドーハ	87	
サウジアラビア 2校	83 リヤド	88	
	84 ジッダ	89	
トルコ	85 イスタンブル	90	
バハレーン	86 バハレーン	91	
エジプト	87 カイロ	92	
ケニア	88 ナイロビ	93	
東アフリカ共和国	89 ヨハネスブルグ	94	

日本人学校 計89校(94校)

地域	国名	補習授業校名	通番	
大規模補習授業校 37校	米国 28校	1 シンガポール	95	
		2 ワシントン	96	
		3 アトランタ	97	
		4 ローリー	98	
		5 サン・フランシスコ	99	
		6 シアトル	100	
		7 シカゴ	101	
		8 シンシナティ	102	
		9 コロンバス	103	
		10 オハイオ西部	104	
		11 インディアナ	105	
		12 デトロイト	106	
		13 中部テネシー	107	
		14 セントラルケンタッキー	108	
		15 イーストテネシー	109	
		16 ニューヨーク	110	
		17 ニュージャージー	111	
		18 プリンストン	112	
		19 フィラデルフィア	113	
		20 ヒューストン	114	
		21 ダラス	115	
		22 ポートランド	116	
		23 ボストン	117	
		24 ホノルル	118	
		25 マイアミ	119	
		26 ロサンゼルス	120	
		27 サンディエゴ	121	
		28 オーランド	122	
		29 デンバー	123	
		カナダ 2校	30 ヴァンクーヴァー	124
			31 トロント	125
欧州 4校	スイス	32 ジュネーブ	126	
	スウェーデン	33 ストックホルム	127	
	ベルギー	34 ブラッセル	128	
	英国	35 ロンドン	129	
大洋州 2校	オーストラリア	36 クイーンズランド	130	
	ニュージーランド	37 カンタベリー	131	

準全 日補 習校 4校	地域	国名	通番	補習授業校名	通番
	アジア	インド	38	チェンナイ	132
	中南米	メキシコ	39	グアダハラ	133
	中東	オマーン	40	オマーン	134
	アフリカ	タンザニア	41	ダレサラム	135

派遣教員のいる補習授業校 計41校

平成29・30年度在外教育施設シニア派遣教員選考 小論文課題

次の課題について、以下の要件を踏まえて論じなさい。

〈要件〉

- ・必ず「課題1」「課題2」両方の課題について論じること。
- ・「課題1」は全員共通の課題とし、「課題2」は過去の派遣経験に応じた課題とする。
- ・「課題1」「課題2」合わせて1,600字以内で書くこと。

「課題1」(共通課題)

あなたが考える次世代に求められる資質や能力について述べるとともに、現在国内で進められている最新の教育改革の動向について論じてください。(400字程度)

「課題2」(過去の派遣経験に応じてAまたはBを選択)

A:過去の派遣経験のない方

教職人生の中でどのような教育活動に力を入れてきたかについて論述し、その経験を在外教育施設でどのように生かせるのか、シニア派遣教員として大切だと考える資質と合わせて論じてください。

B:過去に派遣経験のある方

現職在職中に派遣された時の自己の教育活動について振り返り、国内の教育環境と比した所感を述べてください。さらに、帰国後に自己の赴任経験をどのように活かしたのか、現職中特に力を入れた活動はどのようなことだったのか、について述べるとともに、それらの経験を在外教育施設においてどう活かすことができるのか、についても論じてください。

原稿用紙は、シニア派遣教員募集のホームページから小論文課題用原稿用紙をダウンロードし、パソコンで入力して印字したものを提出すること。(20×20 A4横書き)











## 在外教育施設シニア派遣教員選考実施要項

初等中等教育局長決定  
平成19年4月17日  
平成22年5月18日改正  
平成24年5月7日改正  
平成25年4月1日改正  
平成26年4月1日改正  
平成27年3月23日改正

### 1 趣 旨

この要項は、在外教育施設へのシニア派遣教員の派遣に関する規則（平成19年3月30日文科科学大臣決定）第5条第2項の規定に基づき、在外教育施設に派遣されるシニア派遣教員の選考の方法について、定めるものとする。

### 2 派遣教員の資格

シニア派遣教員は、次の(1)から(5)の全てに該当している者でなければならない。

- (1) 義務教育諸学校の教員等の職を退職した者又は派遣しようとする年度の前年度の3月31日をもって退職予定の者であること。
- (2) 管理職（校長、副校長、教頭）として派遣される者にあつては、在外教育施設派遣教員としての勤務経験を有すること。
- (3) 国内の学校において小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の校長、副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理を司る主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭として、原則教職経験年数2年以上であること。なお、教職経験年数は「在外教育施設への派遣教員に対する在勤基本手当及び住居手当の級の適用に係る基準」（昭和61年1月21日教育助成局長裁定）に定める教職経験年数によるものとする。
- (4) 応募時の年齢が63歳以下であり、かつ応募時に、義務教育諸学校の教員等の職を退職後、原則10年以内であること。
- (5) 本人および同伴する家族がいずれも心身ともに健康であり、長期間の海外生活に耐えうること。

### 3 シニア派遣教員の欠格事項

次の各事項の一に該当する者は、シニア派遣教員の選考を受けることはできない。

- (1) 成年被後見人および被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 義務教育諸学校の教員免許状を有しない者

### 4 シニア派遣教員への応募手続き

シニア派遣教員に応募する者は、別に定める期日までに次に掲げる別に定める様式の書類を文部科学省初等中等教育局長に提出する。

- (1) 在外教育施設シニア派遣教員志願書
- (2) 在外教育施設シニア派遣教員選考調査票
- (3) 推薦書
  - ① 現職者については、所属先の教育委員会等又は学校長からの推薦書
  - ② 既退職者については、在職当時の所属先の教育委員会等又は学校長からの推薦書

#### (4) 健康診断書

### 5 シニア派遣教員の選考

選考は、書類審査、面接及びその他必要な審査により行う。

### 6 シニア派遣教員の決定

#### (1) シニア派遣教員候補登録者の決定

文部科学省は、上記5に定める選考を受けた者の中から、その結果に基づきシニア派遣教員候補登録者（以下「候補登録者」という。）を決定し、シニア派遣教員候補登録者名簿（以下「登録者名簿」という。）に記載するとともに、その旨を本人に通知するものとする。

登録者名簿の有効期間は、作成後2年間とする。

#### (2) シニア派遣教員候補者の決定

文部科学省は、(1)の定めによるほか、上記5に定める選考を受けた者の中から、その結果に基づきシニア派遣教員候補者（以下「候補者」という。）を決定し、シニア派遣教員候補者名簿（以下「候補者名簿」という。）に記載する。

候補者名簿の有効期間は、作成後1年間とする。

#### (3) シニア派遣教員の内定及び決定

① 文部科学省は、候補登録者名簿及び候補者名簿に記載された者の中から、教育職員免許状の種類、教科、年齢、性別その他の要件を考慮して、シニア派遣教員内定者を決定し、本人に通知するものとする。

② 文部科学省は、上記①でシニア派遣教員内定者として決定した者を対象に、初等中等教育局長が別に定める派遣前研修を行う。

③ 文部科学省は、上記②の研修を修了したシニア派遣教員内定者の中からシニア派遣教員を決定し、本人に通知するものとする。

### 7 その他

(1) 文部科学省は、候補登録者又はシニア派遣教員を決定した後、特別の事情が生じた場合は、上記6に定める手続きすべてによることなく、初等中等教育局長が候補登録者又はシニア派遣教員として適当と認める者を候補登録者又はシニア派遣教員として決定することができるものとする。

(2) 文部科学省は、上記5に定める選考を受けた者について、シニア派遣教員として適当と認められない事情が生じた場合、初等中等教育局長が上記6の定めによる候補登録者又はシニア派遣教員の決定を取り消すことができるものとする。

#### 附 則

この決定は、平成19年4月17日から実施する。

#### 附 則

この決定は、平成22年5月18日から実施する。

#### 附 則

この決定は、平成24年5月7日から実施する。

#### 附 則

この決定は、平成25年4月1日から実施する。

#### 附 則

この決定は、平成26年4月1日から実施する。

**附 則**

この決定は、平成27年3月23日から実施する。ただし、決定の実施日から起算して1年間は、2(4)に定める応募時の年齢については、なお従前の例によることができる。

平成28年3月18日

各都道府県・指定都市教育委員会  
在外教育施設教員派遣事務 ご担当者 殿

付属の義務教育諸学校を置く各国立大学法人  
人事担当課 ご担当者 殿

各都道府県知事部局  
私立学校 ご担当者 殿

文部科学省初等中等教育局  
国際教育課教職員派遣係

在外教育施設派遣教員募集リーフレットについて（送付）

平素より在外教育施設教員派遣事務に御協力いただきまして誠にありがとうございます。  
標記につきまして、別添の平成28年3月18日付け27文科初第1543号の通り、  
現職教員の推薦を依頼するとともに、平成28年3月18日付け27初国教第198号の  
通り、退職教員（予定を含む）対象としてシニア派遣教員の募集について周知を依頼させ  
ていただいたところです。

この度、現職教員、退職教員（予定を含む）の方に幅広く在外教育施設派遣教員及びシ  
ニア派遣教員について知っていただくために、標記リーフレットを同封させていただきました  
ので、管下の学校（義務教育段階）に一部ずつ配布いただき、掲示する等、本制度の  
周知に御協力をいただきますようお願いいたします。

リーフレットについては、予備を含めて各学校に一部ずつ配布できる部数を同封しまし  
ましたが、不足等ありましたら、下記連絡先まで御連絡ください。

【本件担当】

初等中等教育局国際教育課教職員派遣係  
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2  
Tel : 03-6734-2440  
Fax : 03-6734-3738  
E-mail : zaigai@mext.go.jp

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions.

2. It is essential to ensure that all entries are supported by appropriate documentation and receipts.

3. Regular audits should be conducted to verify the accuracy of the records and identify any discrepancies.

4. The second part of the document outlines the procedures for handling disputes and resolving conflicts.

5. It is important to establish clear communication channels and protocols for addressing any issues that arise.

6. The third part of the document provides a detailed overview of the financial statements and their components.

7. This section includes a breakdown of the income statement, balance sheet, and cash flow statement.

8. The fourth part of the document discusses the impact of external factors on the organization's performance.

9. It highlights the need for strategic planning and risk management to navigate these challenges effectively.

10. The fifth part of the document concludes with a summary of the key findings and recommendations.

11. It emphasizes the importance of continuous monitoring and evaluation to ensure long-term success.

12. The sixth part of the document provides a detailed analysis of the market trends and opportunities.

13. This section includes a discussion on the competitive landscape and the organization's position within it.

14. The seventh part of the document outlines the proposed action plan and implementation timeline.

15. It details the specific steps to be taken and the resources required for successful execution.

16. The eighth part of the document provides a final summary and conclusions.

17. It reiterates the key messages and the overall objectives of the report.

輝く笑顔  
世界にはほだけ!



平成 29・30 年度

# 在外教育施設 派遣教員募集



我が国の国際的諸活動の進展に伴い、約4万人の子供たちが海外の「日本人学校」「補習授業校」で学んでいます。海外で暮らす子供たちが日本国民にふさわしい教育を受けられるよう、文部科学省では「日本人学校」や「補習授業校」への教員派遣を実施しています。このたび、平成29・30年度の在外教育施設派遣教員として、現職の教員を対象とした「在外教育施設派遣教員」と、退職教員（予定を含む）を対象とした「シニア派遣教員」の募集を行います。日本と異なる環境の中で学ぶ子供たちのために情熱を注いでみませんか。先生方の御応募をお待ちしています。

日本人学校

北米、欧州、大洋州、アジア、中南米、中東、アフリカの50ヶ国・地域89校

補習授業校

北米、欧州、大洋州、アジア、中南米、中東、アフリカの13ヶ国41校

## 現 職 教 員

文部科学省は4月頃に都道府県教育委員会等へ派遣教員候補者の推薦を依頼します。各都道府県教育委員会等は5月～6月に募集及び選考を実施し、文部科学省へ推薦を行います。詳しい日程等については、所属の教育委員会や学校長にお問い合わせ下さい。

## シニア派遣教員

4月中旬に文部科学省ホームページにて「シニア派遣教員募集要項」を掲載し、募集を開始します。応募を希望する先生は、募集要項に記載してある必要書類を文部科学省国際教育課宛てに直接郵送することになります。募集要項を確認の上、御応募下さい。

応募に関する情報

- ・現職教員
- ・シニア派遣教員

所属の教育委員会在外教育施設派遣教員事務主管課等  
文部科学省ホームページ  
([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet))



文部科学省  
MEXT  
MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

